

# 保育料の減額に係る確認書 [0~2歳児クラス] 4月分

※ きょうだいがいる場合は、児童ごとに別の用紙に記入してください。

令和2年 月 日

住 所:新宿区 \_\_\_\_\_

保護者氏名: \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_

連絡先電話番号: \_\_\_\_\_

児童氏名: \_\_\_\_\_ 生年月日: \_\_\_\_\_ 年 月 日

在籍園名: \_\_\_\_\_ クラス: \_\_\_\_\_ 歳児クラス

※令和2年4月の歳児クラス

新型コロナウイルス感染防止のため、家庭での保育を行い登園しなかった日は、以下のとおりです。

減額の要件(以下に該当) ※ 3~5歳児クラスの児童は無償化されているため対象外

- 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、通常であれば登園している日を休んでいること。
- 在籍園へ「新型コロナウイルス感染症の感染防止のためお休みする」と、「お休みする日」を事前に報告していること。

### 【記入方法】

- 『保護者記入』欄…… 登園を自粛された日及び家庭での保育にご協力いただいた日(上記「減額の要件」に該当していること)にチェック印を記入してください。月のすべての日が該当する場合は『4月全休』の欄にチェック印を記入してください。
- 『園確認』欄…… 在籍園で記入します。保護者が『保護者記入』欄にチェックした日について、減額の対象であるかを確認して『園確認』欄にチェック印を記入し、『園確認欄』に確認の印を押印します。

	保護者記入	園確認		保護者記入	園確認		保護者記入	園確認		保護者記入	園確認
4月全休 <small>日別の記入不要</small>			8日(水)			18日(土)			28日(火)		
			9日(木)			19日(日)			29日(水)		
			10日(金)			20日(月)			30日(木)		
1日(水)			11日(土)			21日(火)					
2日(木)			12日(日)			22日(水)					
3日(金)			13日(月)			23日(木)					
4日(土)			14日(火)			24日(金)					
5日(日)			15日(水)			25日(土)					
6日(月)			16日(木)			26日(日)					
7日(火)			17日(金)			27日(月)					

〔保護者記入欄〕 延長保育の利用について、いずれかに☑してください。

- 利用承認を受けていない
- 日額
- 月額※

※月額の方は、下に↓4月中に延長保育を利用した日・日数を記入してください。

利用日数(計) \_\_\_\_\_ 日

\*延長保育料の取扱いは、区立園、私立各園で異なります。

〔園確認欄〕(押印)

記入事項に相違ないことを確認しました

氏名: \_\_\_\_\_

確認印

### 【4月分保育料の納付状況】 ※いずれかに☑してください。

- 口座振替による納付
  - 納付書による納付[納付済]
- 保育料の差額を還付します。「②請求書兼支払金口座振替依頼書」もあわせて園に提出してください。
- ※ 既に3月分の保育料減額に係る確認書の提出の際に「請求書兼支払金口座振替依頼書」を提出している場合は、**提出は不要**です。以下↓に☑してください。
- 提出済の「口座振替依頼書(3月分減額)」と同じ口座への還付を依頼します  
「②請求書兼支払金口座振替依頼書」提出不要。この**確認書のみ園**に提出してください。
  - 納付書により納付[未納]…………… この確認書のみ園に提出してください。確認後、減額後の納付書を送付します。後日送付される減額後の納付書にて納付してください。

【問合せ先】 新宿区子ども家庭部保育課 入園・認定係 TEL:03-5273-4527、FAX:03-3209-2795

〔区事務処理欄〕 減額対象日数… 1~5日:4分の1を減額 / 6~12日:半額を減額 / 13日以上:全額を減額

階層	月額・収納状況	延長保育	納付方法	登園しない日数			減額(還付)額			減額後月額	入力	確認	決定通知	還付
A・B	未・済	日・月	口座振替 納付書	1-4	6-30	計	1/4	半	全	基	円			
C・D	円	日		基	延	円	円	延	円					